

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下において認可基準といいます。）」を踏まえ制定しています。

認可基準において、家庭的保育事業者等は、①相談・助言等の支援、②代替保育の提供及び③卒園後の受皿の確保の3点について連携先（保育所、認定こども園等）を確保しなければならないと定められています。しかし、現状において全ての要件について連携先を確保できている家庭的保育事業者等は少数です。

この実情を踏まえ、先般、認可基準の一部改正により連携の定めが緩和されました。（平成31年厚生労働省令49号）。このことから、本市においても認可基準に準じ、次のとおり条例の改正を行います。

2 改正の概要

（1）卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

【第7条第5項及び第6項】

市長が、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携先を次のいずれか（入所定員が20人以上であって、市長が適当と認めるものに限り、）から確保することを可能とします。

①企業主導型保育事業に係る施設

②地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設

（2）満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除

【第46条第2項】

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所のうち、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とします。

（3）食事の提供に関する経過措置対象の拡大

【附則第3項】

家庭的保育者の居宅以外で保育を提供する家庭的保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する対象とします。

（4）連携施設に関する経過措置の5年延長

【附則第4項】

家庭的保育事業者等のうち、連携施設の要件を全て満たした事業者が少数である現状を踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長します。

<次ページに続きます>

(5) その他

【第7条第2項、第17条第2項第3号】

所要の規定の整備を行います。

3 改正案

条例の改正案につきましては、別紙「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（新旧対照表）」をご参照ください。

なお、第7条第5項に規定する「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」については、本市が当該家庭的保育事業者等における市内周辺の保育所等に対して連携協力についての意向確認を行ったうえで、連携先となり得る施設がないと判断した場合を想定しています。